

「平成27年度石油コンビナート等防災体制 検討会報告書」の概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートとは、石油精製の過程で派生的に生産される各種の化学物質を効率的に活用するため、様々な関係工場が集中して立地された区域のことであり、昭和49年の岡山県倉敷市水島地区での重油流出事故を契機に制定された石油コンビナート等災害防止法では、このような石油、高圧ガスを大量に貯蔵又は取り扱う施設が集積する区域を石油コンビナート等特別防災区域として指定しています。

また、この法律では、これらの区域が所在する都道府県に石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の設置を義務づけ、防災本部を構成する都道府県、市町村、関係行政機関及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に対応することとされており、災害が発生した場合には、必要に応じ、石油コンビナート等現地防災本部等を設置して、都道府県知事が中心となって災害対応にあたることとされています。

平成26年度の「石油コンビナート等防災体制検討会」では、防災本部の主な役割である災害時における「関係機関の情報共有」、「関係機関の連携体制」、「住民等への情報伝達」の充実強化を図る訓練のあり方について検討を行いました。

平成27年度は、平成26年度に作成した「標準災害シナリオ」を活用した防災本部訓練の検証や「新たな標準災害シナリオ」を追加する等、引きつづき防災本部の機能強化に資するための訓練のあり方等について検討を行い、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル（以下「訓練マニュアル」という。）」を作成しました。この訓練マニュアルには、防災本部の役割、訓練の目的、訓練の形式、訓練の基本的な考え方、訓練実施までの手順等、防災本部の機能強化に資するための訓練を行う上で

必要な内容が記載されており、今後の防災本部訓練に活用されることが期待されます。

2 報告書の内容

（1）防災本部が実施する防災訓練の現状と課題

平成26年度の検討会報告書を受け、消防庁としては「石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練の充実について（平成27年3月30日 消防特第44号消防庁特殊災害室長通知）」を发出し、防災訓練の充実等を通じて防災本部を中心とする防災体制の充実強化に努めるようお願いしてきたところです。

この通知を踏まえた道府県の防災本部の訓練における動向について、平成26年度と同様にアンケート調査を実施しました。

ア 現状

アンケート調査の結果から次のような現状が分かりました。（増減は、平成26年度と平成27年度のアンケート結果の比較）

（ア） 防災訓練を実施した防災本部は、34本部中29本部であり、3本部増加しました。（図1参照）

（イ） 29本部の訓練回数の合計は11回増加の47回であり、増加の内訳としては、図上訓練が6回、実働訓練（現場活動が伴うもの）が5回となっています。

（ウ） 防災本部（道府県職員）が、訓練に関与する方法としては、シナリオの作成、防災本部運営訓練、会場設営・整理及び連絡調整、その他として、訓練視察、現地調整連絡員としての関係機関との調整役、現地連絡室の運営訓練等となっています。

（エ） 防災訓練を実施した防災本部のうち、防災本部（道府県職員）が、訓練シナリオを作成している防災本部は22本部であり、残り7本部は、道府県職



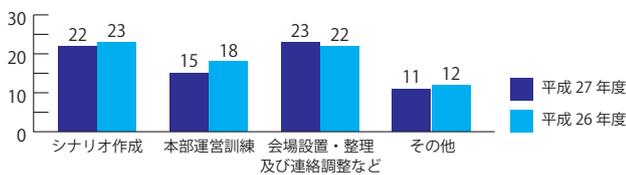
員が訓練シナリオの作成に携わっていないとのことでした。

(オ) 防災本部において本部運営訓練を実施している防災本部は、15本部であり、3本部減少しています。(図2参照)

図1 訓練実施本部数

	本部数	
	27年度	26年度
実施	29	26
未実施	5	8
合計	34	34

図2 防災本部の訓練参加内容



イ 課題

道府県の防災本部で実施されている防災訓練において、防災本部の機能及び関係機関相互の連携を強化していくためには、以下のような点に留意する必要があります。

- (ア) 訓練を実施した防災本部は3本部増加しているが、隔年で実施している本部もあり、組織の災害対応能力を維持、向上させていくためには、少なくとも訓練を年1回以上実施する必要があること。
- (イ) いざというときの情報共有を始め、効果的な活動を行うために、幅広い関係機関が参加する訓練の場を設けることが重要であること。
- (ウ) 訓練シナリオを作成し、防災本部の運営訓練を実施することは、防災本部に求められる①災害状況の把握、②事態の進展予測、③必要な対応の判断、④情報の収集・伝達・共有等の機能を強化する上で有効であることから積極的に関わる必要があること。

(2) 防災訓練の実施結果及び課題

大分県、愛知県及び神奈川県 の3県が実施する標準災害シナリオを活用した防災訓練に対し、アドバイザーによる技術支援及び訓練の評価等を実施しました。

ア 大分県

緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練と並行して地震等に係る災害対策本部が設置され、防災本部の機能を包括する形でのシナリオ型の訓練を実施しました。

今回の訓練では、シナリオに定められた対応が確実に実施されており、訓練を通して対応手順を確認するという訓練目的は達成されました。

さらに、本部での情報共有、情報伝達が口頭のみであったことや本部に報告された各種情報に対する検討だけでなく、災害の進展予測を行い、事前準備の依頼や指示をするなど、後方支援としての役割を実施する必要があるなどの課題も認識できました。

イ 愛知県

防災本部のみを対象としたシナリオ型の訓練を実施しました。

防災訓練を通じて関係機関相互の理解も進み、どのような情報が各機関から提供され、どのような対応ができるのかを確認することができ、さらにマスクミ対応や住民避難に対する関係機関の連携の難しさを再認識することができました。

さらに、情報収集する職員の不足、災害の進展を予測する余裕がなかったこと、全員に周知する決定事項や連絡事項が有効に周知できないことがある等の課題も認識できました。

ウ 神奈川県

防災本部の県職員のみを対象としたブラインド型の訓練を実施しました。

ブラインド型の訓練ではあったが、災害の進展を踏まえた検討及び判断が的確かつ迅速に実施されており、事務局員同士の連携も適切にとれていました。

さらに、現場状況の確認や関係機関との情報共有について、より意識的に取り組む必要性が認識できました。

3県の防災訓練を踏まえ課題を整理すると、災害対策本部の一部に石油コンビナート班を設置し訓練を実施する方法は、他の実働訓練と防災本部の活動を連動させるのが難しく、防災本部の内容について省略される部分が生じやすくなるという課題が挙げられました。

また、シナリオ型の訓練は、災害の発生から進展経過が示されているため、災害対応の基礎知識及び手順を身につけるために有意義であることから、シナリオ型訓練で基礎知識や手順を身につけた上で、より高いレベルの災害対応能力を醸成するためにブラインド型の訓練を実施していくことが重要であるとされました。

今回は標準災害シナリオを活用した防災訓練を行いました。防災本部の事務局が中心となり関係機関とともに訓練シナリオを作成することで、災害事象の変化、各関係機関の役割や具体的な対応等について、相互に理解を深められることが確認できました。

(3) 検討会の成果品

ア 標準災害シナリオの追加

平成27年度は、標準災害シナリオの充実を図ることとし、④昭和39年に発生した「新潟地震」を基に、地震発生に伴い浮き屋根式屋外貯蔵タンクで火災が発生、一方では固定屋根式屋外貯蔵タンクから危険物が大量漏えい、津波の浸水によりタンクヤードを超えて漏えい範囲が拡大し、固定屋根式屋外貯蔵タンク火災に進展する同時多発災害となるものと⑤平成15年に発生した「十勝沖地震」を基に、地震発生に伴い、浮き屋根式屋外貯蔵タンクが2基全面火災になるという2つのシナリオを新たに作成しました。

標準災害シナリオの作成に際しては、「新潟地震」や「十勝沖地震」の発生時期における防災体制と現在の体制が大きく異なることから、「災害状況の推移」は発生当時に沿って作成していますが、「関係機関の活動内容」や「防災本部の留意事項(評価の視点)」は、現行の防災体制に合わせて作成しています。

イ 訓練マニュアルの作成

この訓練マニュアルは、平成25年度から平成27年度までの本検討会の検討結果を踏まえて作成しました。

(ア) 防災本部の役割と訓練の目的

防災本部は、災害の発生、拡大を防止し、災害の復旧を図る事務を担うこととされ、災害発生時には、情報の収集、伝達、連絡調整等を行い、関係機関が一体となって総合的かつ計画的に必要な措置を実施することとされています。

防災本部の訓練の目的は、防災本部に求められる「情報の収集・伝達・共有」、「災害時の状況把握」、「事態進展の予測」及び「必要な対応の判断・連携調整」等の機能が災害時に適切に発揮できるかを確認することです。

(イ) 訓練の全体像

訓練は、①訓練計画の作成、②訓練計画の実施、

③訓練の評価、④改善計画の作成といった一連の作業から成り立っており、この一連の作業を循環させ、段階的に複雑・高度な事案に対応できるよう訓練を重ねることが必要です。

3 報告書を受けての通知

今回説明しました報告書を受けて、消防庁から「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアルについて（平成28年3月22日 消防特第44号 消防庁特殊災害室長通知）」を発出し、ホームページに掲載しております。
(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/270324_toku44.pdf)

4 おわりに

石油コンビナートの災害は、防災本部を構成する道府県、市町村、関係行政機関、事業者等が一体となって総合的かつ計画的に対応することとされています。この防災本部による対応は、地震に起因する災害のほか、事業所単独での災害においても必要になる場合があります。

災害の防ぎよは、消防、警察、海上保安部、自衛防災組織等があたることとなりますが、住民避難や緊急消防援助隊の派遣要請等は、都道府県や市町村の対応となることから、防災本部が中心となって、情報の収集・伝達・共有を図り、関係機関との緊密な連携調整する必要があります。

防災本部が石油コンビナート等防災計画に規定されている防災教育及び防災訓練を実施するにあたり、今回作成された「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を活用するなど、いざという時に関係者が連携して迅速かつ適切に行動できるような訓練を積み重ねていくことが求められます。

訓練のための訓練にならないよう肝に銘じながら、訓練を通じて防災本部を構成する各機関が実災害におけるそれぞれの対応を確認し、災害時に防災本部に求められる機能が円滑に発揮されることを期待します。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 大川
TEL: 03-5253-7528